第十五期決算公告

平成二十一年三月三十一日現在

単位・百万円

貸借対照表の要旨

資産の部

流動資産	六、三八六
固定資産	一九八
資産合計	六、五八四

負債及び純資産の部

流動負債	二、九九八
株主資本	三、五八六
資本金	五〇
利益剰余金	三、五三六
その他利益剰余金	三、五三六
（うち当期純利益）	（七五〇）
負債及び純資産合計	六、五八四

平成二十一年六月二十九日

福岡県北九州市戸畑区中原四六番地五九

日鉄環境プラントソリューションズ株式会社

会社　代表取締役社長　恩塚　正

公益信託岩沢大九郎・梅子記念奨学基金第二十八期終了公告

一、事業概要

本公益信託は埼玉県蕨市に居住する者の子弟で埼玉県内の高等学校に在学する生徒のうち向学心に富み有能な素質を有しながら経済的理由により修学困難な状況にある者に対する奨学金の給付を行い、もって人材の育成と教育に寄与することを目的とするという所期の目的が達成されたため、残余財産については信託行為に則り、公益法人に寄附するもの。

二、寄附先及び寄附金額

財団法人渡辺育英会　四三二、二四二円

三、財産目録（平成二十一年六月三十日現在）

資産合計	○円
負債合計	○円
正味信託財産	○円

本公益信託は平成二十一年度をもって信託財産が消滅したことにより平成二十一年六月三十日終了した。

平成二十一年七月二十三日

東京都中央区八重洲一丁目二番一号

公益信託岩沢大九郎・梅子記念奨学基金

受託者　みずほ信託銀行株式会社

配当公告

広島県福山市川口町二丁目九番四八号

破産者　日本食販株式会社

右の者に対する広島地方裁判所福山支部平成二十年（フ）第三四三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金三五二、一五三、九三七円

一、配当することのできる金額

金三五、〇八〇、〇〇〇円

平成二十一年七月二十三日

広島県福山市若松町二番一三号松井ビル二階　三谷総合法律事務所

破産管財人　三谷浩二郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森市長島二丁目七七番地、最後の住所青森市桜川六丁目一〇番五号

被相続人　亡　成田　一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月二十三日

青森市長島二丁目一三番一六号かわさきビル二階いそ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　礒　裕一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県日光市中鉢石町九〇〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小西　謙藏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月二十三日

宇都宮市西大寛二丁目一番五号　さくら法律事務所

相続財産管理人　弁護士　藤本　利明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県上都賀郡日光町大字日光八九六番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　田中春三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月二十三日

宇都宮市西大寛二丁目一番五号　さくら法律事務所

相続財産管理人　弁護士　藤本　利明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県上都賀郡日光町大字日光二八二番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　星野　兼吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月二十三日

宇都宮市西大寛二丁目一番五号　さくら法律事務所

相続財産管理人　弁護士　藤本　利明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県柏市高柳七七五番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　荒木　智行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月二十三日

千葉県鎌ケ谷市くぬぎ山四丁目一一番一一号　相続財産管理人　高橋　博子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都東久留米市浅間町二丁目二九番、最後の住所東京都東久留米市浅間町二丁目二九番三号　被相続人　亡　小塙よしみ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月二十三日

東京都八王子市横山町五番一五号三井生命八王子ビル九階八王子ひまわり法律事務所

相続財産管理人　弁護士　狩集　英昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区西早稲田三丁目八番、最後の住所東京都新宿区西早稲田三丁目八番一―四〇七号パストラルハイム面影橋

被相続人　亡　前島　國昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月二十三日

東京都千代田区永田町二丁目一四番二号山王グランドビル四〇四号室山王法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中村　大輔

第 36 期 決 算 公 告

平成 21 年 6 月 23 日　岩手県花巻市大畑第10地割109番地

リコー光学株式会社

代表取締役社長　中田　克典

貸借対照表の要旨（平成21年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	7,982	流動負債	2,842
固定資産	3,459	固定負債	440
有形固定資産	3,171	株主資本	8,153
無形固定資産	78	資本金	480
投資その他の資産	209	資本剰余金	12
		資本準備金	12
		利益剰余金	7,661
		利益準備金	107
		その他利益剰余金	7,553
		（うち当期純利益）	(337)
		評価・換算差額等	5
		その他有価証券評価差額金	5
資産合計	11,442	負債・純資産合計	11,442